

《運動施設のご利用に関する制限（ペナルティ）規定のご案内》

【ペナルティ対象となる行為】

施設	対象となる行為	ペナルティ内容	条例上の根拠
全運動施設	1. 施設を営利目的で利用した場合（令和2年10月まで遡り、過去の利用についても対象とする）	当該利用日から6か月先の月末まで、すでに申込みされている施設の申込み、及び新たな施設の申込みのいずれも、受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。）	中野区立公園条例第21条第3号「有料施設の管理上支障があると認めるとき」に該当するため。
	2. 施設を利用する権利を他人に譲渡した場合	当該利用日から一定期間（区民の団体・個人は2か月先の月末まで、それ以外の団体は3か月先の月末まで）、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。）	
	3. フェンスに設置しているネットに穴等をあけて物等（S字フックやハンガー等）を吊るす行為、ならびにネットにあいている穴を使用して、物を吊るす行為 ※4	当該利用日から一定期間（区民の団体・個人共に2か月先の月末まで）、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。） ※4. 2024年3月1日より施行	
全野球場	4. 野球場で場外球を発生させた際に施設管理者に報告しなかった場合 ※1.	当該利用日から一定期間（区民の団体・個人は1か月先の月末まで、それ以外の団体は2か月先の月末まで）、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。） ※1. 2022年4月1日より施行	
野球場 哲学堂	5. 哲学堂野球場で金属・セラミックスバットを使用した場合	当該利用日から一定期間（区民の団体・個人は1か月先の月末まで、それ以外の団体は2か月先の月末まで）、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。） ※5. 2024年6月1日より施行	中野区立公園条例第21条第2号「有料施設に損害を与えるおそれがあると認めるとき」および同条第3号「有料施設の管理上支障があると認めるとき」に該当するため。
	6. 哲学堂野球場 B 面で持込バットを使用した場合 ※5		
野球場 上高田	7. 上高田野球場で複合バットを使用した場合 ※5		
妙正寺川公園 運動広場	8-1. 妙正寺川公園運動広場において利用日の2日前以降に施設の予約を取り消した場合 ※2	当該利用日から1か月先の月末まで、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。）※2. 利用日の2日前以降に予約が取り消された場合、当該利用枠は、 <u>空き枠として一般開放</u> します。	中野区立妙正寺川公園条例第15条の5第3号「運動施設の管理上支障があると認めるとき」に該当するため。
	8-2. 妙正寺川公園運動広場において予約している団体が事前連絡なく来場しない場合 ※3	当該利用日から2か月先の月末まで、新たな施設の利用申込みは全て受け付けません。（この間、団体登録内容の変更はできません。）	
		※3. 事前連絡なく来場せず利用開始時刻から30分経過した場合、当該利用枠は、 <u>空き枠として一般開放</u> します。	

▼迷惑行為、危険行為、営利行為、施設の利用ルールで禁止している行為について▼

【迷惑行為】

- ① 大声（奇声・唱歌など）や鳴り物（楽器・オーディオプレーヤーなど）の使用
- ② 運動施設内への自転車やバイク等の乗り入れ
- ③ 園路等での着替え、スパイク歩行
- ④ 運動施設内へのペットの同伴（ケージ等に入れている場合を含む）
- ⑤ 許可された目的以外で運動施設を利用すること
- ⑥ 庭球場において1コートあたり10名を超える利用者が入場すること
- ⑦ 指定喫煙所以外での喫煙行為（電子タバコを含む）
- ⑧ ゴミのポイ捨て（タバコの吸殻を含む）
- ⑨ 運動施設を利用する権利を他人に譲渡すること（利用手続き時に本人確認ができない状況で運動施設の利用を強行する場合を含む）
- ⑩ 妙正寺川公園運動広場において、指定期間内に予約取消しを行わずに施設を使用しない場合
- ⑪ その他、他のお客様や近隣住民の迷惑となる行為

【危険行為】

- ① 園路等での素振り、キャッチボール、ウォーミングアップ（集団走行を含む）
- ② 野球場で場外球を発生させた際に、直ちに、指定管理者への報告、ボールの搜索、被害の有無の確認（被害者の保護）を行わないこと
- ③ 運動施設内で火気を使用すること
- ④ 外周フェンス（防球ネット）にむけてボール打ちや投球を行うこと
- ⑤ 悪戯や暴力行為などにより物的・人的な損害を生じさせること

【営利行為】

- ① 販売・宣伝行為
- ② 運動施設の利用者が、不特定多数の方を対象に、参加費をとって、スポーツ教室や技術指導等を行うこと（これに関連した集客活動を含む）

※ 広報媒体や交流サイト等を介して一緒にプレーする仲間を募集する場合でも、A.不特定多数の方を対象に参加者を募集し、B.参加費が発生し（具体的な金額を提示）、C.開催日（時）と会場を指定している場合においては、営利行為と見做して規制の対象とします。

【施設の利用ルールで禁止している行為】

- ① 運動施設内での水以外の飲食（野球場ダッグアウト内を除く）
- ② ピンヒール等の靴底が尖った履物での入場
- ③ 庭球場におけるテニスシューズ以外の履物の使用
- ④ 人工芝を傷つける利用・行為（石等の散布、重たいものの放置、薬剤・油等の使用を含む）
- ⑤ 哲学堂野球場における人工芝舗装への石灰ライン引き
- ⑥ 哲学堂野球場および妙正寺川公園運動広場における金属・セラミックスパイクの使用
- ⑦ 哲学堂野球場B面におけるバットの持ち込み使用（小・中学生を除く）
- ⑧ 受付窓口での利用手続きが完了する前に、運動施設内に立入り利用を開始すること
- ⑨ 野球場は軟式球及びソフトボール以外のご利用はできません（硬式球及び準硬式球の使用不可）
- ⑩ 利用終了時間を過ぎても施設より退場しないこと
- ⑪ 複合バットを使用（上高田運動施設野球場）した場合 ※5
- ⑫ フェンスに設置しているネットに穴等をあけて物等（S字フックやハンガー等）を吊るす行為、ならびにネットにあいている穴を使用して、物を吊るす行為を禁止行為※4